

吉川松伏消防組合消防水利施設等に関する指導要綱の一部を改正する告示（案）

吉川松伏消防組合消防水利施設等に関する指導要綱（平成29年吉川松伏消防組合告示第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示並び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前
<p>(適用範囲)</p> <p>第3条 この要綱は、次に掲げる開発をする場合に適用する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 地階を除く階数が4階以上又は軒高1.5メートル以上の建築物等（塔屋部分を除く。（以下「中高層建築物等」という。））の建築行為。</p> <p>(免除措置)</p> <p>第7条 消防長は、開発区域における消防水利施設の設置基準において、開発区域が次に規定する区域内にあるときで、既設の公設消防水利施設により消防活動上において支障がないと認めるときは、消火栓の設置に限り免除することができる。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第3条 この要綱は、次に掲げる開発をする場合に適用する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 地階を除く階数が4階以上又は高さ1.5メートル以上の建築物等（塔屋部分を除く。（以下「中高層建築物等」という。））の建築行為。</p> <p>(免除措置)</p> <p>第7条 消防長は、開発区域における消防水利施設の設置基準において、開発区域が次に規定する区域内にあるときで、既設の公設消防水利施設により消防活動上において支障がないと認めるときは、消火栓の設置に限り免除することができる。</p>

ただし、既設の公設消防水利施設は、往復4車線道路及び同程度の河川等を横断、迂回等することなく活用できるものに限る。

(1)～(3) 略

2 略

3 次の表に掲げる区域内については、消火栓の設置を免除することができる。

吉川市のうち

新栄一丁目及び二丁目、吉川一丁目及び二丁目、平沼一丁目、保一丁目、木売一丁目から三丁目、高富一丁目及び二丁目、高久一丁目及び二丁目、中曽根一丁目及び二丁目、道庭一丁目及び二丁目、きよみ野一丁目から五丁目、美南一丁目から五丁目、中央一丁目から三丁目、保25番地から29番地、東埼玉テクノポリス、吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内

松伏町のうち

田中一丁目から三丁目、ゆめみ野一丁目から六丁目、ゆめみ野東一丁目から四丁目、松葉一丁目及び二丁目、東埼玉テクノポリス、松伏田島産業団地

4 略

別表1（第5条関係）

開発行為の面積に対する消防水利施設設置

開発行為の面積	消防水利施設
1,000平方メートル以上	消火栓1基
<u>3,000平方メートル未満</u>	

ただし、既設の公設消防水利施設は、公道及び河川等を横断、迂回等することなく活用できるものに限る。

(1)～(3) 略

2 略

3 次に掲げる区域内については、消火栓の設置を免除することができる。

(1) 新栄一丁目、新栄二丁目

(2) 吉川一丁目、吉川二丁目、平沼一丁目、保一丁目、木売一丁目から木売三丁目、高富一丁目、高富二丁目、高久一丁目、高久二丁目、中曽根一丁目、中曽根二丁目、道庭一丁目、道庭二丁目

(3) きよみ野一丁目からきよみ野五丁目

(4) 美南一丁目から美南五丁目

(5) 吉川中央土地区画整理事業地内

(6) 吉川保土地区画整理事業地内

(7) 田中一丁目から三丁目

(8) ゆめみ野一丁目から六丁目

(9) ゆめみ野東一丁目からゆめみ野東四丁目

(10) 松葉一丁目、松葉二丁目

(11) 東埼玉テクノポリス内

4 略

別表1（第5条関係）

開発行為の面積に対する消防水利施設設置

開発行為の面積	消防水利施設
1,000平方メートル以上	消火栓1基
<u>2,000平方メートル未満</u>	

3,000平方メートル以上 6,000平方メートル未満	防火水槽1基 (40立方メートル)
6,000平方メートル以上 8,000平方メートル未満	防火水槽1基 (60立方メートル)
8,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	防火水槽2基 (80立方メートル)
10,000平方メートル以上 13,000平方メートル未満	防火水槽2基以上 (100立方メートル)
13,000平方メートル以上	別途協議

備考
1及び2 略

別表4 (第5条関係)
防火水槽

2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	防火水槽1基 (40立方メートル)
5,000平方メートル以上 8,000平方メートル未満	防火水槽1基 (60立方メートル)
8,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	防火水槽2基 (100立方メートル)
10,000平方メートル以上 13,000平方メートル未満	防火水槽2基以上 (120立方メートル)
13,000平方メートル以上は、防火水槽2基以上(合計140立方メートル以上)とし、2,000平方メートル超えるごとに防火水槽(20立方メートル)を加算。	

備考
1及び2 略
3 宅地分譲を目的とする開発の場合で開発行為の面積2,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のものについては、消火栓を設置すること
4 宅地分譲を目的とする開発の場合で開発行為の面積3,000平方メートル以上については、防火水槽40立方メートル以上を設置すること

別表4 (第5条関係)
防火水槽

区分	基準
構造	自重、上載荷重、土圧、内水圧、浮力、地震力その他防火水槽に作用する荷重及び外力に対する強度及び耐久性を有し、かつ、漏水のおそれのないよう水密性を有する構造のものとし、設計上の技術的基準は、「耐震性貯水槽の設計手引き及び管理マニュアル」（総務省消防庁作成）に準拠するものとする。
設置	防火水槽の設置場所は、消防ポンプ自動車容易に接近し、取水できる位置とし、積載しているポンプで円滑に取水できる落差及び消防ポンプ自動車の吸管の長さ（10メートル）を勘案して決定すること。
容量及び水深	容量は40立法メートル以上とし、地盤面から底（取水部分を除く）までの落差が4.5メートル以下であること。
投入孔等	吸管投入孔は2箇所設け、側壁には維持管理用のタラップを設け、それぞれの取水部分（底設ピット）の水深が0.5メートル以上とし取水部分の広さは、1辺が0.6メートル以上または直径が0.6メートル以上であること。吸管投入孔付近（投

区分	基準	
周辺措置	消防活動上支障となるフェンス等がないものとする（使用に際し支障がないような措置が施されている場合を除く）	
容量	1 40立法メートル以上とすること 2 容量の算定は、底設ピット及び連結立管を含む吸管投入孔の容量を除き本体の容量を算定すること	
設置区分	I型防火水槽	公園、宅地等で自動車の進入が予想されない場所に設置すること
	II型防火水槽	I型以外に設置すること
種類	現場打ち防火水槽	建設予定地で、コンクリートを打設し建設される鉄筋コンクリート製のもの
	二次製品防火水槽	工場において、生産された部材を使用して建設されるもの（財団法人日本消防設備安全センターが認定したものに限る）
	その他、消防長が認めたもの	
構造等	形状	1 地下に埋設し、一層式で有蓋のものであり、かつ、漏水のおそれのない構造であること

	<p>入孔から概ね50センチメートル)には植栽しないこと。</p>		<p>2 底設ピット（水槽の底部の一部に設けられる取水部分）を有していること</p> <p>3 水槽底の深さは、底設ピットの部分を除き地表面から4.5メートル以内であること</p>
<p>採水口等</p>	<p>採水口は2箇所設け単独配管とし、立管は口径100ミリメートル以上で消防ねじ式接手（雌）75ミリメートルとすること。相互間は600ミリメートル程度離すこと。取り付け高さは車両接近位置の地盤面から結合部の中心まで0.5メートル以上1.0メートル以下とすること。覆冠を設け、面板等に「採水口」と標示すること。他の送水口と1メートル以上離すこと。導水管は単独配管で口径100ミリメートル以上とし2本以上設置し、長さの許容範囲は10メートル以内とすること。吸水口は底設ピット内とし、底面から20センチメートル程度離すこと。底設ピットを1箇所とする場合は、縦50センチメートル×横100センチメートル深さ50センチメートル以上とし、吸水口間を50センチメートル以上離すこと。材質は、JIS G3452（配管用炭素鋼鋼管）に適合するもの又はこれと同等以上のものとする。埋設配管部分は、外面の腐食を防止するため必要な措置をすること。</p>	<p>底設ピット</p>	<p>1 底設ピットは、2箇所設けること</p> <p>2 十分な強度を有し、かつ、水密性を確保すること</p> <p>3 吸管投入孔の概ね直下に設けること</p> <p>4 一辺の長さは直径が60センチメートル以上で、かつ、深さが50センチメートル以上であること</p> <p>5 水槽本体との接合部は、漏水のおそれのない構造であること</p>
		<p>吸管投入孔</p>	<p>1 頂版部に2箇所の吸管投入孔を設けるものとし、水槽本体の強度を損なわない位置とすること</p> <p>2 形状は丸型とし、直径が60センチメートル以上であること</p> <p>3 吸管投入孔の開口部には、吸管投入孔蓋及び吸管投入孔蓋を受ける口環を設けるものと</p>

			<p>し、これらの材質は、必要な強度及び耐食性を有するものであること</p> <p>4 吸管投入孔の地表部と水槽本体を結ぶ連結立管を設ける場合には、鉄筋コンクリート製とし、水平方向荷重によって移動しないように水槽本体に取り付けるものであること</p> <p>5 吸管投入孔の付近（概ね50センチメートル）には植栽しないこと</p>
			<p>側壁に維持管理用のタラップを設けること</p>
			<p>1 上載荷重、自重、土かぶり荷重、土圧、地下水圧、内水圧及び浮力に対する強度を有し耐久性があること</p> <p>2 上載荷重は、I型にあつては10kN/m²の荷重を、II型にあつては設置場所の状況に応じた自動車荷重（T-25荷重）を、それぞれ考慮すること</p>
		<p>構 造 材 料 及 び</p>	<p>1 コンクリートは、材料の均質性、水密性、耐久性を考慮して設計基準強度（4週圧縮強度）は、現場打ち防火水槽にあつては24N/mm²以上、二次製品防</p>

		部 材	<p>火水槽にあつては $30\text{N}/\text{mm}^2$ 以上のものであること</p> <p>2 鉄筋は、主鉄筋及び配力鉄筋とも I 型にあつては、直径 13 ミリメートル以上の異形鉄筋を、11,600 キログラム以上、II 型にあつては、JIS G3112 に適合する SD295 又は SD345 を使用すること</p> <p>3 頂版、側版、底版及び底設ピットの躯体の厚さは、現場打ち防火水槽の I 型にあつては 20 センチメートル以上、II 型にあつては 30 センチメートル以上、二次製品防火水槽の RC 部材にあつては 20 センチメートル以上、PC 部材にあつては 15 センチメートル以上であること</p> <p>4 給、排水又は吸水のための配管等が底版又は側版部に設けられていないものであること</p> <p>5 現場打ち防火水槽の鉄筋のかぶり厚さは、内側で 3 センチメートル以上、外側で 5 センチメートル以上とすること</p> <p>6 水槽本体の隅角部の内側にはハンチを設けるものとし、当</p>
--	--	--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>該ハンチには内側鉄筋と同量のハンチ筋を配筋すること</p> <p>7 現場打ち防火水槽は、不必要な打継目を造らないこと</p> <p>8 やむを得ず打継目を造る場合は、レイタンスを除去し、不良部の取り除き、吸水をしたのち、セメントペースト塗り等の打継目施工を行うほかに止水板を入れること</p>
		基礎	<p>1 地盤の状況によっては地盤改良等必要な処置を施すこと</p> <p>2 基礎は、掘削底上に割栗石又は碎石層を20センチメートル以上敷きつめて施工し、その上に捨てコンクリートを10センチメートル以上施工すること</p> <p>3 割栗石又は碎石層は、目つぶし材で空隙を充填すること</p>
		採水口	<p>1 採水口は2箇所設け、単独配管とし立管は口径100ミリメートル以上で、消防ネジ式接手(雌)75ミリメートルとすること</p> <p>2 採水口相互間は、600ミリメートル程度離すこと</p> <p>3 採水口の取り付け高さは、車両寄りつけ地盤面から結合部の中心まで0.5メートル以上1.0メートル以下とすること</p>

			<p>4 覆冠を設け、面板等に「採水口」と標示すること</p> <p>5 採水口は、他の送水口と1メートル以上離すこと</p>		
		導水管	<p>1 導水管は、単独配管で口径100ミリメートル以上とし2本以上設置し、長さの許容範囲は10メートル以内とすること</p> <p>2 吸水口は、底設ピット内とし底設ピット床面より20センチメートル程度離すこと</p> <p>3 底設ピットを1箇所とする場合は、大きさを縦50センチメートル以上、横100センチメートル以上、深さ50センチメートル以上とし、吸水口間は50センチメートル以上離すこと</p> <p>4 材質は、J I S G 3 4 5 2 (配管用炭素鋼鋼管) に適合するもの又はこれと同等以上のものとする</p> <p>5 埋設配管部分は、外面の腐食を防止するため必要な措置をすること</p>		
		地中ばり	<p>1 水槽が地中ばりで区画されている場合は、区画ごとに通気口、通水口及び人通口が次の要件を満たし設けられていること</p>		
		水槽	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="890 1899 951 2024">通気</td> <td data-bbox="951 1899 1430 2024">口径100ミリメートル以上とし、はりの上部(水の入らない位</td> </tr> </table>	通気	口径100ミリメートル以上とし、はりの上部(水の入らない位
通気	口径100ミリメートル以上とし、はりの上部(水の入らない位				

標識	略
中間検査等	略

口	置)に2箇所以上設けること
通水口	口径100ミリメートル以上であり、その下部に2箇所以上とし、底板上に接するように設けること
人通口	直径600ミリメートル以上の大きさとし、その下端は底板上から50センチメートル以下とすること(区画上部に点検口を設けた場合を除く)
通気管	<p>1 口径は、100ミリメートル以上とすること</p> <p>2 立ち上げの高さは、地盤面より1メートル程度とし、先端を180度曲げ防虫網を設けること</p> <p>3 材質は、JIS G3452(配管用炭素鋼鋼管)に適合するもの又はこれと同等以上のものとすること</p> <p>4 埋設配管部分は、外面の腐食を防止するため必要な措置をすること</p>
標識	略
中間検査等	略

各区分の基準のほか、詳細にあつては別途担当と協議すること。